様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月19日

福井県知事　殿

提出者

住所　福井県鯖江市御幸町１丁目１－４８

氏名　カンボウプラス（株）福井工場
取締役工場長　北田　和之

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ０７７８－５１－６１１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	カンボウプラス株式会社　福井工場
事業場の所在地	福井県鯖江市御幸町１－１－４８
計画期間	２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	Ｅ１１（繊維工業）
②事業の規模	３２．７億円
③従業員数	１１１人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	◎燃えやすい廃油 処理業者に委託（処理後は最終処分）

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
環境管理活動実行組織を利用し、廃棄物の発生から処理までの事項を検討する。

工場長
↓
環境管理責任者（設備担当管理職）
↓　　↓
特別管理産業廃棄物管理責任者（製造または設備担当管理職）
↓
産業廃棄物処理責任者（業務担当管理職）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（２０２４年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	ＰＣＢ汚染物	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）
排出量	363.766 t	0.029 t	0.008 t

（これまでに実施した取組）
発生する量を減らすため加工ロットをまとめたり、使用する量を節約する努力をした。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
排出量	350.000 t	t	t

（今後実施する予定の取組）
ロスを減らすため、加工ロットの連続化を継続実施する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組）
排出成分に準じ分別排出に努めた。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組）
分別排出を継続実施する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（　－　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（２０２４年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 再生利用に努めた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 再生利用を継続実施する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（　－　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（２０２４度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全処理委託量	363.766 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	363.766 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	363.766 t	t
	（これまでに実施した取組） 業者の選別（熱回収する業者など）を実施した。		

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>燃えやすい廃油</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>350 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処　理　委　託　量</td><td>350 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処　理　委　託　量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処　理　委　託　量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処　理　委　託　量</td><td>350 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
優良認定処理業者や再生可能業者を選別し処理委託を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の
使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（２０２４年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">363.803 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
今後も、電子マニフェスト対応している事業者との契約を実施。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。